

国土交通省告示 第\* \*号 (案)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、鉄骨造の建築物において構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネル(石灰質原料及びけい酸質原料を主原料とし、オートクレープ養生した軽量気泡コンクリートによる製品のうち、鉄筋その他の補強材で補強したパネルをいう。以下同じ。)を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、及び同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。

平成十六年 月 日

国土交通大臣 北側 一雄

鉄骨造の建築物において構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

第一 材料

軽量気泡コンクリートパネルの材料は、次に定めるところによらなければならない。

一 軽量気泡コンクリートの密度及び圧縮強度は、それぞれ次に定めるところによること。

イ 密度 一立方メートルにつき四百五十キログラム以上五百五十キログラム未満

ロ 圧縮強度 一平方ミリメートルにつき三ニユートン以上

二 軽量気泡コンクリートは、亀裂、気泡むら、欠け、反りその他の構造耐力上支障のある欠陥がないものとする。

## 第二 床版又は屋根版の構造

床版又は屋根版は、次の各号に定める構造としなければならない。

一 ブレースの併用その他の措置により軽量気泡コンクリートパネルが水平力を負担しない構造とすること。

二 床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルの厚さは、次の表に掲げる数値以上の数値とする。

使用部分	厚さ(単位 センチメートル)
床版	$\frac{l}{25}$

屋根版	$\frac{l}{30}$
この表において、 $l$ は、支点間の距離（単位 センチメートル）を表すものとする。	

三 軽量気泡コンクリートパネルの補強材は鉄筋を用いるものとし、軽量気泡コンクリートパネルの主筋（支点間の距離の方向に配置された鉄筋をいう。以下同じ。）は、屋根版にあつてはパネルの幅六十一センチメートルにつき三本以上、床版にあつてはパネルの幅六十一センチメートルにつき引張側に三本以上及び圧縮側に二本以上を釣合い良く配置するものとし、横筋（主筋と直交方向に配置された鉄筋をいう。以下同じ。）と溶接により接合しなければならない。ただし、日本工業規格 A 五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）一九九七に規定された曲げ試験によつて、軽量気泡コンクリートパネルの曲げに対する性能が当該主筋及び当該横筋を配置した場合と同等以上であることが確かめられた場合は、この限りでない。

四 床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルは、金物、モルタル等で構造耐力上支障のないよつ周囲の構造耐力上主要な部分に取り付けなければならない。

2 建築物が次の各号に該当するものとし、建築基準法施行令第八十二条第一号から第三号までに定める構

造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、前項第一号の規定は適用しない。

- 一 地階を除く階数を五以下とし、かつ、平面形状及び立面形状を長方形その他これらに類する形状とすること。
- 二 最下階の床版であつて一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。）の基礎ばり（べた基礎及び布基礎の立上り部分を含む。）に緊結する場合を除き、床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルを並べて配置する場合は、軽量気泡コンクリートパネル相互の接合部をコッター筋又は金物によつて構造耐力上有効に接合すること。

### 第三 防食措置等

- 一 吸水若しくは吸湿のおそれのある部分又は変質、損傷その他の有害な影響を受けるおそれのある部分に使用する軽量気泡コンクリートパネルには、防水、防湿又は防護のための措置を講じなければならない。
- 二 鉄筋その他の補強材は、耐久性上支障のないよう防錆又は防食に関する措置を講じなければならない。

#### 第四 耐久性等関係規定の指定

第一及び第三で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。